

令和7年度中間貯蔵施設工事技術支援業務

質問・回答

※正誤表を掲載し、入札説明書様式を再掲しますので、入札参加者において必ずご確認ください。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	7	7(4)	設計共同体で応札する場合、中立公平性に関する誓約書(別記様式1)は代表者のみが提出すればよいか、各構成員も提出する必要があるかどうかでしょうか。	各構成員も提出の必要があります。設計共同体の場合は、設計共同体名および各構成員の連名で作成してください。
2	入札説明書	7	7(4)	<提出物「令和7・8年度の一般競争参加資格審査申請書の写し」について>弊社は「令和7・8年度の省庁等及び独立行政法人等インターネット一元受付」に電子申請を行っていますが「電子申請の申請書部分の写し」、「申請機関及び受理されていることが分かるメールの写し」のどちらを提出すればよいでしょうか。またはその両方の提出が必要でしょうか。	電子申請の場合は、「電子申請の申請書部分の写し」と「申請機関及び受理されていることが分かるメールの写し」の両方を提出してください。なお、令和7・8年度の資格審査結果通知書が既にお手元に届いている場合は、『令和7・8年度の資格審査結果通知書』をご提出ください。
3	入札説明書	7	7(4)	<提出物「申請書及び提案書等(別記様式2)」の申請書について>設計共同体の場合は「(様式1)競争参加資格審査申請書」と読み替えるのでしょうか。あるいは「(別記様式2)(様式1)競争参加資格確認申請書」を提出するのでしょうか。	設計共同企業体で申請の場合は、「(別記様式2)(様式1)競争参加資格確認申請書」ならびに、設計共同企業体としての資格認定を受けるための「(様式1)競争参加資格審査申請書」の提出が必要です。
4	入札説明書	10	7(6)	<様式8-2について> 転職者の場合、実務経験年数は現所属企業のみとなるか、前職分も含めて良いかどちらでしょうか。	前職分も含めた実務経験年数をご記載ください。
5	競争参加資格審査申請書 (設計共同体用)	様式1	—	単独企業の様式のように、各構成員の担当者連絡先、部署名、責任者名、単横社名、住所、TEL、E-Mailを記載することで押印省略にしているもののでしょうか。それとも、様式どおり、各構成員代表者の押印が必要でしょうか。	押印省略可能です。
6	〇〇設計共同体協定書	別紙1	第11条	設計共同体の取引金融機関は代表者が使用している既存の口座を使用したいと考えているのですが、改めて設計共同体専用の別口座を用意しなければならないのでしょうか。	設計共同体専用の別口座のご準備は不要です。

令和7年度中間貯蔵施設工事技術支援業務

質問・回答

※正誤表を掲載し、入札説明書様式を再掲しますので、入札参加者において必ずご確認ください。

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
7	〇〇設計 共同体協定 書	別紙1	—	設計共同体で応札する場合、競争参加資格審査申請書とともに、別添の位置づけとなっている設計共同体協定書を提出する必要があるという認識ですが、この設計共同体協定書は写しを提出すればよいという認識でよいでしょうか。原本の提出が必要となる場合、縮めの文章を様式の記載内容から変更する必要があるためお聞きしました。	「競争参加者の資格に関する公示 5資格審査申請書類(4)設計共同体協定書の写し」のとおりです。
8	〇〇設計 設計共同体 協定書第8 条に基づく 協定書	—	—	本協定書には、具体的な分担業務額を記載することになっていますが、令和7年3月19日の開札があるまで、各構成員の分担業務額は決められないため(落札額がいくらになるか分からないため)、本資料を作成することができませんが、その認識でよいでしょうか。また、落札できた場合は、本資料の写しを環境省へ提出する必要はありますでしょうか。必要の場合は写しの提出でよろしかったでしょうか。	落札後の契約締結に際して、写しをご提出ください。
9	特記仕様書	5	4.2.2(4)①	対象箇所の1)中間貯蔵施設区域外の上二つのボツとした二つのボツが全く同じですが、下二つのボツはダブリ(削除)という認識でよろしかったでしょうか。	貴見の通り、二重表記です。
10	特記仕様書	5	5(1)	5(2)の但し書きがあるので、落札できた場合は、調査職員と協議すればよいかとは思いますが、5(1)での記載では、4.2.1(1)および4.2.1(2)の業務に従事する者2名とあり、実施設計書(金抜き)12号内訳書をみると、オフィス賃料は1名分となっているので、この2名が協力して、現場で環境省ネットワークに接続できる環境等を1名分整備すればよいという認識でよいでしょうか。	貴見の通り、1名以上の環境等の整備となります。
11	実施設計書 (金抜き)	3	業務内訳書	直接経費の旅費交通費(率分)が対象となる項目は、人件費(現地調査)と書かれている項目(4.2.2(1)、4.2.2(2))及び4.3.2打合せのみという理解でよろしかったでしょうか。	旅費交通費の考え方は、貴見の通りです。
12	実施設計書 (金抜き)	19	業務内訳書	直接経費の旅費交通費(率分)が対象となる項目は、準備関係費・現地関係費のみで、集計関係費は対象ではないという理解でよろしかったでしょうか。	旅費交通費の考え方は、貴見の通りです。